



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会社名 天龍木材株式会社
代表者名 代表取締役社長 大木 洋
(コード番号 7904 名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部副本部長 磯部正敏
TEL 053-421-1188

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 提案の理由」の②において定義いたします。）の取得について、平成 25 年 12 月 6 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議すること、並びに当社第 1 種優先株式を有する株主の皆様全員に対して書面による同意を求めることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 提案の理由

平成 25 年 10 月 8 日付の当社による「ティー・ジー・シー株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、ティー・ジー・シー株式会社（以下「TGC」といいます。）は、平成 25 年 8 月 23 日から同年 10 月 7 日まで当社普通株式に対して公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同年 10 月 15 日（決済開始日）をもって、当社普通株式 7,589,623 株（議決権所有割合 85.75%（小数点以下第三位を四捨五入。なお、議決権所有割合は、当社の発行済普通株式の総数 9,111,190 株から同日現在で当社が所有している自己株式数（261,004 株）を控除した 8,850,186 株に係る議決権の数（8,850 個）を分母として計算しております。)) を所有するに至っております。

また、平成 25 年 8 月 22 日付の当社による「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、TGC は、当社が抱える事業上の課題を検討し、当社の株主の皆様及び当社にとって最善の方策を模索してまいりました。その結果、当社の株主の皆様に対して、上場維持のために増大する可能性のある当社の経営上の負担や経営改善に伴い発生するリスクの負担が及ぶこと及び最悪の場合、上場廃止となることで、株主の皆様には大きな不便とご迷惑をおかけすることを回避しつつ、当社が持続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革し、当社の企業価値を中長期的に向上させるためには、MBO（一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。）の手法が当社にとって望ましい手段であると考えているとのことです。そして、当社と協議・検討を重ねた結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、当社の企業価値向上及び継続的な発展を成し遂げるためには、TGC が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の所有する普通株式に係る自己株式を除きます。）を取得することが最善であると考えに至り、平成 25 年 8 月 22 日に、本公開買付けをはじめとする一連の取引（以下「本完全支配下手続」といいます。）の実施を正式に決定したとのことです。

当社といたしましても、平成 25 年 8 月 22 日付の当社による「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、当社が設置した社外有識者で構成される第三者委員会の答申内容及び第三者委員会と TGC との交渉結果を踏まえ、TGC 及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングより取得した株式価値算定書の算定結果、並びに、TGC 及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から受けた法的助言を勘案しながら、TGC から最終的に提示された本公開買付けを含む本完全支配下手続に関する諸条件について、当社の企業価値の維持・向上及び株主の皆様様の利益確保の観点から慎重に協議及び検討を行いました。その結果、中長期的な視点に立った抜本的な経営改革の断行と共に有利子負債の返済による財務体質の強化を図ること、これらを可能とする金融機関からの安定的な資金調達を可能とする体制を構築すること、資金調達継続のために有効な経営合理化を図ることの実現に向けて、当社経営陣のリーダーシップのもとで経営改革を実施できる体制を築きつつ、現状を放置した場合のリスクや今後予想される短期的な業績悪化の負担が当社の株主の皆様様に悪影響を与えることを回避するためには、TGC が提案している本完全支配下手続を実行することが必要であり、当該手続を実施することこそが当社事業を継続・発展させる唯一の手段であると考えに至りました。加えて、本公開買付けは、公正な手続を通じて株主の皆様が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されており、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び諸条件も当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件による株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の理由により、本公開買付けが実施されて成立し、TGC から要請を受けたことから、当社は本臨時株主総会及び本臨時株主総会と同日に開催される普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において普通株主の皆様のご承認をいただいたうえで、また別途書面で第 1 種優先株主の皆様のご承認をいただいたうえで、TGC のみを当社の株主として、当社普通株式を非公開化するために、次の事項を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、普通株式及び第 1 種優先株式に加えて、「定款一部変更の件-1」の定款変更案第 11 条の 8 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款（以下「変更後定款①」といいます。）の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得することができる全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めを指します。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、A 種種類株式を 1,265,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社定款（以下「変更後定款②」といいます。）に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,265,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、TGC を除く株主の皆様様に取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であります。また、割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株式を有する各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て A 種種類株

式を TGC に対して売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 75 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付普通株式を有する各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

「定款一部変更の件-1」は、上記①を実施するものであり、上記②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引換えに交付する普通株式及び第 1 種優先株式とは別の種類の株式（A 種種類株式）を発行できる旨の定めを新設するものであります。また、これまで当社は、現行定款第 7 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るために 1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式及び当社第 1 種優先株式の単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられる A 種種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において「定款一部変更の件-1」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第 1 種優先株主様全員から書面によって「定款一部変更の件-1」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られることを条件として、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、31,233,810 株とし、このうち<u>27,233,810</u>株は普通株式、4,000,000 株は第 1 種優先株式とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、31,233,810 株とし、このうち<u>27,233,710</u>株は普通株式、4,000,000 株は第 1 種優先株式、<u>100</u>株は第 11 条の 8 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式、第 1 種優先株式とも、<u>それぞれ 1,000 株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式、第 1 種優先株式についてはそれぞれ 1,000 株とし、<u>A 種種類株式については 1 株</u>とする。</p>
<p>(第 1 種優先配当金)</p> <p>第 11 条の 2 当社は、定款第 45 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき年 50 円</p>	<p>(第 1 種優先配当金)</p> <p>第 11 条の 2 当社は、定款第 45 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）<u>および A 種種類株式を有する株主（以下「A</u></p>

<p>を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>②～③ （条文省略）</p> <p>（第1種優先株主に対する剰余財産の分配）</p> <p>第11条の3 当社の剰余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき年50円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>②～③ （現行どおり）</p> <p>（第1種優先株主に対する剰余財産の分配）</p> <p>第11条の3 当社の剰余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種株主またはA種登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>第2章の3 A種種類株式</p> <p><u>（A種種類株式）</u></p> <p>第11条の8 当社の剰余財産を分配するときにおいて、<u>第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、第11条の3第1項に従い剰余財産の分配をした後に剰余財産があるときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円の剰余財産の分配を行う。</u></p> <p>② <u>A種株主またはA種登録株式質権者に対して前項に従い剰余財産の分配をした後に剰余財産があるときは、当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対し、A種株主およびA種登録株式質権者と同順位にて、普通株式1株につき、A種種類株式1株あたりの剰余財産分配額（但し、前項に従い分配した剰余財産分配額を除く）と同額の剰余財産の分配を行う。</u></p> <p>③ <u>普通株式およびA種種類株式に係る剰余金の配当の支払順位は同順位とする。</u></p> <p><u>（種類株主総会）</u></p> <p>第17条の2 <u>第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	---

	<u>③ 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 提案の理由

「定款一部変更の件-2」は、上記「I. 1. (1)提案の理由」の手続②でご説明した定款変更として、変更後定款①の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものであります。かかる定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得した場合には、前述のとおり、TGCを除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第1種優先株主様全員から書面によって「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られることを条件として、平成26年1月8日に効力が生じるものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

変更後定款①	追加変更案
(新設) (新設)	<u>第2章の4 普通株式</u> <u>(全部取得条項)</u> <u>第11条の9 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得することができる。</u> <u>② 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引き換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「I. 1. (1)提案の理由」の手続③でご説明した手続として、変更後定款②に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものであります。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、取得日（下記2.において定めます。）前日の最終の当

社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付するものとしたします。交付がなされるA種種類株式の数は、前述のとおり、TGCを除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となることが予定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をTGCに対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に75円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項及び変更後定款②に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日前日とすることを予定しています。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引き換えに、A種種類株式を1,265,000分の1株の割合をもって交付するものとしたします。

(2) 取得日

平成26年1月8日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、第1種優先株主様全員から書面によって「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られること並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものであります。

III. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決され、第1種優先株主様全員から書面によって「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所が運営する名古屋証券取引所市場第二部の上場廃止基準に該当することとなり、平成25年12月6日から同年12月29日まで整理銘柄に指定された後、平成25年12月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することはできません。

IV. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の日程の概要（予定）

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成25年10月9日（水）
--------------------------	---------------

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 25 年 10 月 24 日 (木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 25 年 11 月 14 日 (木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成 25 年 12 月 6 日 (金)
種類株式発行に係る定款一部変更 (定款一部変更の件-1) の効力発生日	平成 25 年 12 月 6 日 (金)
当社普通株式の名古屋証券取引所市場第二部における整理銘柄への指定	平成 25 年 12 月 6 日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 25 年 12 月 9 日 (月)
当社普通株式の名古屋証券取引所市場第二部における売買最終日	平成 25 年 12 月 27 日 (金)
当社普通株式の名古屋証券取引所市場第二部における上場廃止日	平成 25 年 12 月 30 日 (月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成 26 年 1 月 7 日 (火)
全部取得条項に係る定款一部変更 (定款一部変更の件-2) の効力発生日	平成 26 年 1 月 8 日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 26 年 1 月 8 日 (水)

V. 支配株主との取引等に関する事項

TGC は当社の支配株主であり、上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得 (以下「本取得」といいます。) は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主 (親会社) との取引等については、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、また、支配株主と支配株主以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれがある取引を行う場合は、外部専門家から必要に応じて意見を取得する等、その取引内容及び取引条件の公正性を担保するための措置を講じた上で、支配株主からの独立性を保った取締役会において慎重に審議し決定して、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを定めております。

本取得に際しても、少数株主に不利益を与えないように、以下の措置をとっております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引 (以下「本取引」といいます。) の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 25 年 8 月 22 日付の当社による「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じております。

また、上記Ⅰ. 1. (1) 記載のとおり、当社は、本取引の検討にあたり、当社及び TGC から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会を設置しておりましたが、第三者委員会は、(a) 本取引の目的は正当であり、(b) 本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であって、(c) 本取引において手続の適正は保たれており、(d) これらを総合考慮すれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとは言えないものと思料するとの答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成 25 年 8 月 21 日に当社の取締役会に対して、かかる答申書を提出しております (なお、当該答申書が本取得を含む本取引に係るものであることから、当社は、本取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。)

さらに、当社は、上記Ⅰ. 1. (1) 及びⅡ. 1. に記載のとおり、A種種類株式の売却後に株主の皆様へ交付される金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日 (平成 26 年 1 月 7 日とすることを予定しています。) において全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格と同額である 75 円を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

加えて、当社の代表取締役副社長伊藤徹、同常務取締役山崎直哉及び同取締役鈴木邦利は、TGC の取締役を兼任し、本取得に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本取得に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において TGC との協議及び交渉にも一切参加していません。当該取締役会においては、伊藤徹、山崎直哉及び鈴木邦利を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会等に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が審議に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所の法的助言を受けております。

以上のとおり、取引内容及び取引条件の公正性を担保するための措置を講じた上で、支配株主からの独立性を保った取締役会が慎重に審議して、本取得が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記方針に適合していると考えております。

以 上